小松島市青少年健全育成センターだより

第３号　令和７年１２月３日

＜１年を振り返り新たな目標を立てましょう＞

１２月になりました。もうすぐ冬休みです。そしてお正月を迎えます。新しい年に向かい、新たな目標を立ててみましょう。冬休み中、楽しいことがたくさんまっていることと思います。また１月から３月は今の学年の最後のまとめの時期でもあります。冬休み中にしっかり復習をしておきましょう。

高校３年生のみなさんは４月から進学や就職で生活が大きく変わる人がいると思います。高校生活もあと少しです。日々の生活や体調にに気をつけて元気に過ごしてください。

小学生のみなさんは、休み中も「いかのおすし」を頭に置いて行動してください。

１月になると、ますます寒さが厳しくなります。みなさんは寒さに負けず勉強やスポーツに励んでいることと思いますが、風邪やインフルエンザなど病気にかからないよう体力づくり、手洗いやうがいなどに努めましょう。そして、１月８日（木）にはみんなで元気に登校しましょう。

＜携帯電話・スマートフォン等の正しい使い方＞

携帯・スマホの使用には、大きな危険や弊害も伴っています。次のようなルールに基づいた使用を心がけましょう。

１．フィルタリングをしよう。
２．ＬＩＮＥやメールの返事がなくても気にしない。
　　相手の時間も尊重しよう。
３．ＳＮＳ等に悪口を書かない。悪口に参加しない。

４．ＳＮＳ等への不用意な投稿をしない。
　　個人情報を絶対に教えない。
　　写真なども送らない。
５．歩行中や自転車運転中は使用しない。
６．トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。

＜自転車の交通ルールが改正されます＞

改正道路交通法が2026年4月１日から施行されます。今回の法改正では、特に自転車の交通違反に対して「青切符」制度が導入されます。「青切符」とは、正式には「交通反則告知書」と呼ばれるもので、これによりこれまで警告や指導にとどまっていた違反行為に対して、反則金が科せられるようになります。青切符の対象となる自転車の違反行為は、以下のような行為が挙げられます。

信号無視
指定場所一時不停止
通行区分違反（右側通行、歩道通行など）
通行禁止違反
遮断踏切立入り
歩道における通行方法違反
制動装置不良自転車運転
携帯電話やスマートフォンの使用
公安委員会遵守事項違反（傘差し）など

（出典：自転車の交通違反に対する交通販促通告制度の適用｜警察庁）

反則金は違反の程度や状況によってちがってきますが、5,000円～12,000円程度が目安です。なお、自転車の青切符制度は、16歳以上の自転車利用者が対象となり、15歳以下の児童生徒のみなさんは対象外となりますが、交通ルールを守ることは年齢に関わらず重要です。

今すぐできることとして、ヘルメットの着用、夜間ライトの点灯、思いやりのある運転などを意識して、ルールを守って安全運転を心がけましょう。

＜相談事業について＞

青少年健全育成センターでは相談事業を行っています。学習や友達関係の悩み、子育てについてなど、児童生徒のみなさんやその保護者の方などの相談をお受けしています。相談は電話または直接お越しいただいても結構です。相談した内容について秘密は守られます。

小松島市青少年健全育成センター
電話・ﾌｧｸｼﾐﾘ（０８８５）３２－１３９８
相談専用電話（０８８５）３２－５５６０